



柳澤会計グループ

〒391-0003 長野県茅野市本町西 1-40

TEL : 0266-72-5060 FAX : 0266-72-5063

Yanagisawa Accounting Firm

『経営革新サマーセミナー』のお知らせ

『経営革新サマーセミナー』を開催します。今回はサイボウズ株式会社チームワーク総研統括ディレクター兼事業開発部長の和田武訓氏をお招きし、これからの時代に必要な「働き方改革」についてご講演をいただきます。終演後に納涼会を行います。セミナーと合わせて多くの方のご参加を心よりお待ちしております。

日時：2019年7月18日（木）15：00～17：30（予定）

会場：茅野市民館2F コンサートホール

セミナー内容：『働き方改革の進め方

～ ダイバーシティはそこにある ～』

サイボウズ株式会社 チームワーク総研 和田 武訓 氏

早稲田大学卒業後サイボウズに入社。転職後に再入社。チームワーク総研にて「人間が持つ多様性と個性を生かした働き方」をプログラムした研修を通してチームワークを高めるスキルを多くの企業にご提供されています。



消費税増税前の事前準備 ～ 価格転嫁対策 ～

【1】消費税率引上げ分の円滑かつ適正な転嫁を目的に、消費税転嫁対策特別措置法（特措法）が施行されています。以下の様な事例にご注意いただき、転嫁対策にご活用ください。

① 消費税の転嫁拒否等の行為（減額、買いたたき等）を禁止！

② 消費税分を値引きする等の宣伝や広告を禁止！

③ 「総額表示」義務が緩和され、「外税表示」「税抜価格の強調表示」が可能！

表示している価格が税込価格であると認識されないための措置が必要

税抜価格を明確に表示することが必要

〈外税表示〉
10,000円＋税

〈税抜価格の強調表示〉
10,000円
(税込 11,000円)

④ 中小企業が共同で価格転嫁すること（転嫁カルテル）や表示方法の統一（表示カルテル）が可能！

各事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格に消費税額分を上乗せしましょう

各々の値札に、税抜価格を表示した上、「＋税」と表示しましょう

※事前届出が必要

禁止される転嫁拒否等の行為の4類型

- 減額または買いたたき
- 商品購入、役務利用または利益提供の要請
- 本体価格（税抜価格）での交渉の拒否
- 報復行為

10%への引上げに際し、特定供給事業者は、特に、「買いたたき」（商品または役務の対価について、合理的な理由なく通常支払われる対価よりも低く定める行為）に注意しましょう（4類型の中でもっとも勧告指導件数が多いものです）。軽減税率対象商品に使用して、それ以外の商品についても8%に据え置くことを要求してくる可能性もあります。

この商品についても、飲食料品と一緒に買ったから8%のままにしよう。

勝手な理屈で8%に据え置かれても困りますよ。

←【2】特定事業者（買い手）が特定供給事業者（売り手）から受ける商品または役務の提供に関し、消費税の転嫁拒否等の行為をすることは禁止されています。

→【3】事業者は、消費税分を値引きする等の宣伝や広告が禁止されています。10%への引上げに際しても、軽減税率に関連した右図のような表示をしないように注意しましょう。

飲食店

消費税は、テイクアウトと同じ8%に値引きしますよ。

消費者に消費税を負担していないかのような認識を与える表示は禁止されています。

食品スーパー

消費税は、8%に値引きしています。

軽減税率対象商品(8%)にも関わらず、あたかも10%から割引引いて8%にしているかのような表示は誤認を与えます。

家族信託④

前号に引き続き信託がその他制度とどのような違いがあるのかをご説明したいと思います。
繰り返しになりますが、信託がすべての方に有益というわけではありません。
ご希望・現況に合わせ考えていくことが必要となります。

遺言との比較



	家族信託	遺言
財産の承継	何世代に渡っても契約を結ぶことが可能	遺言者の次の世代に適用
財産承継の確実性	信託契約に基づく	相続人の同意による遺産分割が可能
相談者が認知症の場合	信託契約を結ぶことができない	遺言を作成することができない

後見人制度との比較



	家族信託の受託者	任意後見人
権限	信託の定めに従い、信託財産を管理・運用・処分する権限がある。身上監護権はない。	財産管理・法律行為の代理・身上監護権がある。
財産の積極的運用や処分	信託契約に基づいて、委託者が希望したとおりに財産の運用や処分ができる。	原則できない。
自宅不動産の売却	信託にその旨の定めがあれば、できる。	家庭裁判所の許可が必要。
振り込め詐欺や悪徳商法への対応	信託財産には影響は及ばない。	任意後見人には取消権がないため、本人が締結した契約を取り消すことはできない。

(斉藤直人)

税金・会計 Q&A

Q 法人税の繰越欠損金とは？

1. 法人税の繰越欠損金とは？

欠損金とは、法人税を計算する際の所得計算において、所得が赤字である場合のその金額のことをいいます。また、法人税法では、青色申告の承認を受けている場合には、一定期間、その欠損金を将来に繰り越して、将来の一定期間の間に発生した所得（黒字）と相殺することを認めています。この法人税法の規定に基づき、繰越している過去の欠損金のことを繰越欠損金と言います。



2. 繰越欠損金の繰越期限

繰越欠損金の繰越期限は、欠損金が発生した事業年度によって次の通りとなっています。

欠損金が発生した事業年度	繰越期間
平成20年4月1日以後終了事業年度～平成30年3月31日までに開始した事業年度	9年
平成30年4月1日以後開始する事業年度	10年



3. 繰越控除できる欠損金額

所得が発生した際に控除できる繰越欠損金は、原則、所得金額の50%（平成30年4月1日以降開始する事業年度）とされています。ただし、中小法人等については、控除額に限度がなく、所得金額または、繰越欠損金のいずれか少ない金額を控除できます。

Q 帳簿や書類等の保存期間はどのくらい？

1. 会計上の保存期間

会社法上は、次の通り規定されています。

「会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。」つまり、決算の期末日から10年間保存が必要となります。



2. 法人税法上の保存期間

法人税法上は、「その事業年度の確定申告書の提出期限（事業年度の末日から2ヶ月後）から7年間」とされています。ただし、青色申告を提出している場合で、平成20年4月1日以後終了事業年度～平成30年3月31日までに開始した事業年度に欠損金がある場合には帳簿書類の保存期間は9年間、平成30年4月1日以後開始事業年度に欠損金がある場合には、帳簿書類の保存期間は、10年になります。

（法人税法上の帳簿書類）

「帳簿」には、総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、買掛金元帳、固定資産台帳、売上帳、仕入帳などがあり、また、「書類」には、例えば棚卸表、貸借対照表、損益計算書、注文書、契約書、領収書などがあります。

※会計上と法人税法上で帳簿書類の保存期間が異なり、また、繰越欠損金がある場合も保存期間が異なることから、現状では、会計上の保存期間10年に統一しておくのが良いと思われます。

（橋本健治）

マイナンバー 医療費控除などへの利活用

マイナンバー制度のメリットを実感できる社会を実現するため、マイナンバーの利活用が促進されます。

医療費控除にマイナンバー

マイナンバーを活用し、医療費控除を受けるための手続きの簡素化が図られます。医療費控除は自分や家族の医療費が一定額を超えた時に税負担を軽くする制度で、この制度を利用するには確定申告手続きが必要となります。2021 年分の確定申告より、医療費が自動計算され、税務署へ通知する仕組みが構築される予定です。

この仕組みは、マイナンバー制度の個人用サイト「マイナポータル」が、社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会、国税庁のシステムと連携し申告に必要な作業をすべて自動化するというものです。



納税手続きのデジタル化

年末調整・確定申告手続きには、保険料控除証明書、住宅ローン残高証明書などの情報が必要になります。それらの情報について、マイナポータルを通じて一括入手し、申告書に自動入力できる仕組みが構築される予定です。

マイナンバーカードの保険証としての利用

2021 年 3 月からマイナンバーカードを健康保険証として利用できるようになる予定です。転職や引っ越しで加入する公的医療保険が変わっても、新しい保険証の発行を待たずに受診できるようになります。



現状、マイナンバーカードの交付実績は人口の 1 割強程度です。新しい仕組みの利活用のためにも今後マイナンバーカードの普及が進むことが想定されます。

(北原隆幸)

職員コラム ～ 柳澤会計に入所して ～ 青木康平

4 月より柳澤会計に入所いたしました青木康平です。私は上田市出身で現在は上田市から通勤しています。大学は、神奈川県にある神奈川大学に進学し、経営学を専攻していました。

好きなスポーツは野球です。私自身長らく硬式野球をやっていた経験があるため、今でも好きでよくテレビ観戦をしています。大学生の頃は神奈川におりましたので、近くに東京ドームや横浜スタジアムといった大きな野球場があったため、よく足を運んで生で観戦をしていたほど野球が好きです。



ですが社会人として働き始めてからは、自ずと時間もなくなり、こういった好きなものに触れられる機会が少なくなり辛い思いを感じる一方で、業務のひとつひとつ、どれをとっても初めての経験ばかりであり充実感も抱いています。今はまだ必死に食らいついていくような毎日ですが、私にとって今まで馴染みのなかった茅野という街を知り、人を知り、時が経つと共に日々成長していければと強く願っています。どうぞよろしくお願いいたします。